

議案第97号

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成26年11月26日

提出者 墨田区長 山 崎 昇

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例（昭和33年墨田区条例第22号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項第1号中「360」を「402」に改め、同項第2号中「300」を「335」に改め、同項第3号中「240」を「268」に改め、同項第4号中「185」を「207」に改め、同項第5号中「165」を「185」に改め、同項第6号中「150」を「168」に改め、同項第7号中「130」を「146」に改める。

付則第12項第3号中「60」を「68」に改め、付則第13項第3号中「20」を「22」に改める。

付 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（提案理由）

特別区人事委員会の勧告等に基づき平成27年度以後の職員の給料月額を引き下げることに伴い、退職手当の調整額の算出に係るポイントを改定する必要がある。